

平成20年 No.2

東京学芸大学教室主任会規程

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程

東京学芸大学入試情報委員会規程

東京学芸大学学術情報委員会規程

東京学芸大学環境安全委員会規程

東京学芸大学国際交流委員会規程

制定理由

委員会の再編に伴い、所要の制定を行うものである。

承認経過

平成20年2月20日 教育研究評議会 審議・承認

(「委員会の再編に伴う関係諸規程の制定等について」)

2月20日の教育研究評議会での承認を受けて制定伺いを起案したが、理事及び副学長の担当名の表記並びに職務分担が確定するまで待つて（「国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め」（3月27日役員会承認→3月28日学長裁定））、決裁中に関係規定の必要な修正が行われた。

次に掲げる規程を別紙のように制定する。

平成20年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成20年規程第2号

東京学芸大学教室主任会規程

平成20年規程第3号

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程

平成20年規程第4号

東京学芸大学入試情報委員会規程

平成20年規程第5号

東京学芸大学学術情報委員会規程

平成20年規程第6号

東京学芸大学環境安全委員会規程

平成20年規程第7号

東京学芸大学国際交流委員会規程

東京学芸大学教室主任会規程

(目的)

第1条 この規程は、東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号。以下「教授会規程」という。）第3条第4項の規定に基づき、東京学芸大学教室主任会（以下「教室主任会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教室主任会は、教授会規程第2条に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生（学部及び特別支援教育特別専攻科の学生をいう。以下同じ。）の入学、卒業、修了その他身分に関する事項
- (2) 学生の懲戒に関する事項

2 教室主任会は、前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学生の修学指導に関する事項
- (2) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項
- (3) 大学説明会の実施に関する事項
- (4) その他教室主任会が必要と認めた事項

(組織)

第3条 教室主任会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育等担当）
- (2) 学系長
- (3) 教室主任
- (4) 特別支援教育特別専攻科主任

(議長等)

第4条 教室主任会は、副学長（教育等担当）が招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する学系長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 教室主任会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第2号及び第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 教室主任会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くこと

ができる。

(審議結果の報告)

第7条 学系長は、第2条第1項に規定する事項の審議結果について、当該学系の教授会に報告するものとする。

(部会)

第8条 教室主任会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第3条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、教室主任会が別に定める。

(庶務)

第9条 教室主任会の庶務は、関係部課等の協力を得て学務部学務課が処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教室主任会の運営について必要な事項は、教室主任会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、東京学芸大学教授会規程（平成16年規程第40号。以下「教授会規程」という。）第3条の2第4項の規定に基づき、東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、教授会規程第2条に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 学生（大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の学生をいう。以下同じ。）の入学、修了その他身分に関する事項

(2) 学生の懲戒に関する事項

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、研究科における次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 学位論文審査委員会の設置に関する事項

(2) 学位の付記に関する事項

(3) 在学年数短縮修了に関する事項

(4) 長期履修学生の認定に関する事項

(5) 学生の修学指導に関する事項

(6) 学生の就職指導及びキャリア支援に関する事項

(7) カリキュラムに関する事項

(8) 学生交流規程に基づく派遣・受入（外国の大学院への派遣を除く。）に関する事項

(9) 既修得単位等認定単位に関する事項

(10) 単位互換制度の運用に関する事項

(11) 大学院説明会の実施に関する事項

(12) 科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事項

(13) 新教員養成コースの運営に関する事項

(14) その他委員会が必要と認めた事項

3 前項に規定する事項のうち、教育実践創成専攻（教職大学院）に係るものについては、教育実践創成専攻に置く専攻会議において審議することができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副学長（大学院教育等担当）

(2) 学系長

(3) 専攻代表

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長（大学院教育等担当）をもって充て、副委員長は学系長のうちから委員長が指名する。

2 委員長は委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第3条第2号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、他に特別の定めのある場合を除き、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(拡大研究科運営委員会)

第7条 第2条第1項第1号に規定する事項のうち、次の各号に掲げる事項を審議するため、拡大研究科運営委員会を置く。

(1) 学生の入学及び修了の判定に関する事項

(2) その他拡大研究科運営委員会が必要と認めた事項

2 拡大研究科運営委員会は、第3条各号に掲げる委員に、コース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員各1名を加えて組織する。

3 拡大研究科運営委員会に委員長及び副委員長を置き、第4条第1項に定める者をもって充てる。

4 第4条第2項及び第3項、第5条並びに第6条の規定は、拡大研究科運営委員会に準用する。ただし、第5条第1項ただし書中「第3条第2号の委員」とあるのは、「第3条第2号の委員及びコース（サブコースを置くコースにあつては、サブコース）ごとに選出された委員」と読み替えるものとする。

(審議結果の報告)

第8条 学系長は、第2条第1項に規定する事項の審議結果について、当該学系の教授会に報告するものとする。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第3条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、学務部学務課が処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会
が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 東京学芸大学大学院教育学研究科入試委員会規程（平成16年規程第6号）は、
廃止する。

東京学芸大学入試情報委員会規程

(設置)

第1条 東京学芸大学に、東京学芸大学入試情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、入学者選抜方法の改善及び適正な入学者選抜の実施のための基礎的な調査研究を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 志願者、受験者、合格者及び入学者等の動向に関する調査分析
- (2) 入学者選抜方法及び得点分布に関する調査分析
- (3) 適正な合格者数の決定に関する調査分析
- (4) 入学試験の情報処理方法に関する事項
- (5) その他入学者選抜方法の改善に関する調査研究
- (6) 調査報告書の作成に関すること。

(資料の提出)

第4条 委員会は、東京学芸大学学部入試委員会の求めに応じて、委員会で審議した事項に関し資料を提出する。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名
- (2) 入試課長
- (3) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第6条 前条第1号の委員の任期は2年、同条第3号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条第1号の委員のうちから副学長（教育等担当）が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第5条第2号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部長は、第5条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学務部入試課が処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行後最初に選出される第5条第1号の委員のうち、半数の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 東京学芸大学入学者選抜方法調査・研究委員会設置要項（昭和53年10月4日代議員会決定）は、廃止する。

東京学芸大学学術情報委員会規程

(設置)

第1条 本学に、東京学芸大学学術情報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学の教育研究・社会貢献活動等に係る学術情報の整備・利用及び国内外への発信に関して審議し、もって学術の振興と社会への貢献に資することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属図書館の運営に関すること。
- (2) 附属図書館の自己点検評価に関すること。
- (3) 東京学芸大学紀要（以下「紀要」という。）の編集に関すること。
- (4) 紀要の出版に係る具体的方針及び費用の配分等に関すること。
- (5) 東京学芸大学リポジトリに関すること。
- (6) その他学術情報の整備等に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 附属図書館長（以下「館長」という。）
- (2) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名
- (3) 学術情報部長
- (4) その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第5条 前条第2号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は館長をもって充て、副委員長は第4条第2号の委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第3号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

- 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(紀要編集委員会)

第9条 委員会に、紀要の編集に関して必要な事項を審議するため、学系ごとの東京学芸大学紀要編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(部会)

第10条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学術情報部が処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第4条第2号及び第4号の委員のうち半数の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

東京学芸大学環境安全委員会規程

(設置)

第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に東京学芸大学環境安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学における教育研究活動・実験の安全管理及び適正な実施の確保に関すること並びに学内の良好な環境の保全に関することを審議し、学内の環境安全の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規程において使用する用語の意義は、東京学芸大学動物実験指針（平成5年9月2日制定。以下「動物実験指針」という。）、東京学芸大学遺伝子組換え実験安全管理規程（平成16年規程第54号。以下「遺伝子組換え実験安全管理規程」という。）、東京学芸大学放射線障害予防規程（平成元年規程第5号。以下「放射線障害予防規程」という。）及び東京学芸大学有害廃棄物取扱規程（昭和55年規程第2号）に定めるところによる。

(任務)

第4条 委員会は、動物実験指針第4の規定に基づき、次に掲げる任務を行う。

- (1) 実験責任者に対する指導、助言等を必要に応じて行うとともに、実験責任者から動物実験指針に基づき提出された動物実験計画について、指導、助言等を行うこと。
- (2) 動物実験指針その他動物実験に関する規則等の制定及び改廃について審議すること。
- (3) 動物実験指針の適正な運用を図るために必要な事項を調査審議すること。

2 委員会は、遺伝子組換え実験安全管理規程第6条の規定に基づき、学長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査・審議し、これらの事項に関して学長に対し、助言又は勧告する。

- (1) 遺伝子組換え実験計画の法令及び遺伝子組換え実験安全管理規程に対する適合性に関する事項
- (2) 遺伝子組換え実験に係る教育訓練及び健康管理に関する事項
- (3) 事故及び災害発生の際の必要な処置及び改善策に関する事項
- (4) その他遺伝子組換え実験の安全管理に関する必要な事項

3 委員会は、放射線障害予防規程第5条の規定に基づき、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 放射線障害の防止に関する対策の立案に関する事項
- (2) 放射性同位元素総合実験施設の新設及び改廃に関する事項

(3) 放射性同位元素等及び放射線装置に関する規程の制定並びに改廃に関する事項

(4) 放射性同位元素等及び放射線装置の取扱いに関する事項

(5) その他放射線障害の防止に関する重要事項

4 委員会は、本学において排出する有害廃棄物の適正な処理対策を講ずるため、次に掲げる事項について審議する。

(1) 有害廃棄物の調査に関する事項

(2) 有害廃棄物の貯留等の管理方法及び管理体制に関する事項

(3) 東京学芸大学有害廃棄物処理施設長の推薦に関する事項

(4) その他の有害廃棄物の処理の基本に関する事項

5 委員会は、交通安全に関し、次に掲げる事項について審議する。

(1) 交通安全対策の基本計画に関する事項

(2) 交通騒音の防止に関する事項

(3) 交通安全対策上の施設等の整備に関する事項

(4) 交通事故の防止に関する事項

(5) 交通規則の遵守に関する事項

(6) その他交通安全に関し委員会が必要と認める事項

6 委員会は、前各項に掲げる任務を行うほか、学内の環境安全に関し必要な事項について審議する。

(組織)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 各学系の教授会構成員から選出された者 各1名

(2) 学長が指名した専門的な知識・経験を有する教員 4名

(3) 企画課長

(4) 財務課長

(5) 学生サービス課長

(6) 施設企画課長

(7) その他第7条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第6条 前条第1号、第2号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条第1号及び第2号の委員のうちから副学長（総務等担当）が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第5条第3号から第6号までの委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第9条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門的な知識・経験等を有する者に対する意見等の要望)

第10条 委員会は、第4条各項に規定する任務を行うため、専門的な知識・経験等を有する者に対し、必要に応じて、当該任務に係る調査を依頼し、並びに意見、報告及び資料の提出を求めるものとする。

(部会)

第11条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部長は、第5条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、関係部課等の協力を得て、施設マネジメント部施設企画課が処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第5条第1号及び第2号の委員うち、半数の委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 東京学芸大学動物実験委員会規程（平成5年規程第6号）及び東京学芸大学有害廃棄物処理対策委員会規程（昭和52年規程第11号）は、廃止する。

東京学芸大学国際交流委員会規程

(設置)

第1条 東京学芸大学（以下「本学」という。）に、東京学芸大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学における国際交流及び国際的な連携協力の推進のための活動及び事業を実施するために必要な事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、国際交流活動及び国際協力活動の実施に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学術の国際交流の実施に関する事項
- (2) 大学間交流協定の締結・更新に関する事項
- (3) 外国人研究者の受入・支援に関する事項
- (4) 学生の国際交流に関する事項
- (5) 各種国際会議・国際シンポジウムの開催に関する事項
- (6) 教職員の国際的適応力の強化に関する事項
- (7) その他国際交流活動及び国際協力活動の実施に必要な事項

2 委員会は、国際交流会館の管理運営に係る重要事項に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 国際交流会館の施設整備に関する事項
- (2) 国際交流会館の入居及び退去に関する基本的事項
- (3) 国際交流会館を利用して行う、地域との交流に関する基本的事項
- (4) その他国際交流会館の管理運営に係る重要事項

3 委員会は、短期留学プログラムの実施に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 短期留学プログラム実施の基本方針に関すること。
- (2) 短期留学プログラムによる留学生の募集及び選考に関すること。
- (3) 短期留学プログラムの授業実施計画及びカリキュラムに関すること。
- (4) その他短期留学プログラムの実施に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（大学院教育等担当）
- (2) 留学生センター長
- (3) 各学系の教授会構成員から選出された者 各2名
- (4) 国際課長
- (5) その他第6条第1項の委員長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第5条 前条第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副学長(大学院教育等担当)をもって充て、副委員長は委員長が第4条第2号及び第3号の委員のうちから指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、第4条第4号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 副学長は、必要に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員)

第9条 委員会に、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、委員会の議を経て、委員長が委嘱する。

(部会)

第10条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の部会長は、第4条の委員が務めるものとする。

3 部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、学務部国際課が処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第4条第3号の委員各2名のうち、1名の委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 次の規程は、廃止する。

(1) 東京学芸大学国際交流推進委員会規程(平成16年規程第7号)

(2) 東京学芸大学国際交流会館運営委員会規程(平成6年規程第11号)

(3) 東京学芸大学短期留学プログラム実施委員会規程（平成14年規程第11号）